

# 1 令和2年国勢調査の概要

## (1) 調査の目的及び沿革

国勢調査は国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

第1回調査は大正9年に行われ、令和2年調査は21回目に当たり、実施100年目の節目となる。

## (2) 調査の時期

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日現在午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行った。

## (3) 調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行った。

国勢調査令(昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)

## (4) 調査の地域

令和2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行った。

ア 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

イ 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## (5) 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者は、その入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

ウ 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

(ア) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族

(イ) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## (6) 調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 出生の年月
- エ 世帯主との続柄
- オ 配偶の関係
- カ 国籍
- キ 現在の住居における居住期間
- ク 5年前の住居の所在地
- ケ 在学、卒業等教育の状況
- コ 就業状態
- サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- シ 仕事の種類
- ス 従業上の地位
- セ 従業地又は通学地
- ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- ア 世帯の種類
- イ 世帯員の数
- ウ 住居の種類
- エ 住宅の建て方

## (7) 調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省(統計局)―都道府県―市区町村―国勢調査指導員―国勢調査員―世帯の流れにより行った。

国勢調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布した。調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の三つの方法とした。